水産流通適正化制度の事業者の届出

【加工・流通事業者、輸出事業者、小売事業者等の取扱事業者が届出を行う場合】

アワビ、ナマコ等の特定第一種水産動植物等(加工品含む)を販売、加工、輸出等をする 取扱事業者は、**山形県知事又は農林水産大臣への届出が必要**です。

専ら消費者に対し**販売、提供する場合**は、**届出は不要**です。

1 届出事項

- (1) 氏名又は名称、住所
- (2) 事務所、工場、店舗、事業所及び倉庫の所在地※
- (3) 取り扱う種類(アワビ、ナマコ)
 - ※全ての関係する事務所等について届出して下さい。

2 添付書類

- (1) 住民票の写し等(個人) 又は定款及び登記事項証明書(法人)
- (2) 代理人が届出を行う場合は、委任状等
 - ※事業者に代わって所属団体等が代理届出することが可能です。

3 届出先

届出する者	届出先
県域事業者 (事務所等が一の山形県内にのみにある事業者)	山形県知事
広域事業者 (事務所等が複数の都道府県にある事業者)	農林水産大臣

4 届出方法

原則、電子申請(eMAFF)で**届出**を行って下さい。行政庁が受理後、**届出者**へ**事業者割振 り番号を通知**します。

※eMAFFでの届出が困難である場合に限り、行政庁に対し、書面での届出も可能です。



制度の詳細やeMAFF利用方法については、水産庁のホームページをご覧ください。

水産流通適正化法 届出



【問合せ先】山形県農林水産部水産振興課 TEL:023-630-3330 FAX:023-630-<u>3257</u>

取扱事業者による届出

水産流通適正化制度において事業者が 山形県知事へ届出を行う際に、添付が必要な書類 【加工・流通事業者、輸出事業者、小売事業者等の取扱事業者が届出を行う場合】

アワビ、ナマコ等の特定第一種水産動植物等(加工品含む)を販売、加工、輸出等をする取扱事業者は、山形県知事又は農林水産大臣への届出が必要です。届出を行う際には、届出事項の他、原則、住民票の写し(個人)又は定款及び登記事項証明書(法人)等の提出が必要です。山形県へ届出を行う際は、以下の書類の添付が必要です。

1 eMAFFで届出を行い、事業者割振り番号を取得する場合の添付書類

	個人事業者	法人
氏名及び住所を証する書類 【住民票等の写し】	×	_
定款及び登記事項証明書	_	×

※ e M A F F で届出する場合は、gBizIDプライムの取得が必要となり、その際に事業者情報について確認が行われるため、住民票の写し等(個人)又は定款及び登記事項証明書(法人)の添付を省略することが可能です。

2 書面で届出を行い、事業者割振り番号を取得する場合の添付書類 (代理届出を含む)

	個人事業者	法人
氏名及び住所を証する書類 【住民票等の写し】	0	_
定款及び登記事項証明書		0
委任状 【代理人(団体、行政書士 等)が届出する場合】	0	0

【問合せ先】山形県農林水産部水産振興課 TEL:023-630-3330 FAX:023-630-3257

E-mail:ysuisan@pref.yamagata.jp

https://www.pref.yamagata.jp/140033/suisanryuuteki.html

